

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	株式会社理研グリーン
【英訳名】	RIKENGREEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細川寛治
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6802)8301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 池部達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6802)8301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 池部達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社理研グリーン静岡支店 (静岡県静岡市駿河区中村町2番地の3) 株式会社理研グリーン名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号) 株式会社理研グリーン大阪支店 (大阪府吹田市古江台4丁目2番D3-305号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額32,461,905円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

現在、毎年4月1日から3月31日までとしている事業年度を当社の親会社に該当することになったクミアイ化学工業株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算及び業績開示等をより適切に行えるようにするため、事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までに変更し、現行定款第13条、第14条、第39条、第40条、第41条に所要の変更を行う。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設ける。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、細川寛治、影山 榮、清水 等、永田克巳、池部達哉、江口克己、水越雅之、中島正成、篠原卓朗、池田卓弘の10氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、岩田雅人氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として、水野裕之氏を選任する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	4,639	21	0	(注) 1	可決 98.11
第2号議案	4,607	53	0	(注) 2	可決 97.44
第3号議案					
細川寛治	4,640	20	0	(注) 3	可決 98.13
影山 榮	4,641	19	0		可決 98.16
清水 等	4,640	20	0		可決 98.13
永田克巳	4,641	19	0		可決 98.16
池部達哉	4,640	20	0		可決 98.13
江口克己	4,640	20	0		可決 98.13
水越雅之	4,641	19	0		可決 98.16
中島正成	4,640	20	0		可決 98.13
篠原卓朗	4,640	20	0		可決 98.13
池田卓弘	4,640	20	0		可決 98.13
第4号議案					
岩田雅人	4,640	20	0	(注) 3	可決 98.13
第5号議案					
水野裕之	4,640	20	0	(注) 3	可決 98.13
第6号議案	4,640	20	0	(注) 1	可決 98.13

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権が確認できていない一部の議決権の数は加算していません。